皇室事項

認証官任命式

五月十日午後六時三十分、宮中において、裁判所長官小久保孝雄の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、五月十二日イスラエル国の独立記念日につき、同月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　務

公証人任免

元公証人白濱清貴は公証人に任命され、東京法務局所属公証人を免ぜられた。

元公証人手井稔の後任を命ぜられた。

元公証人窪田守雄は公証人に任命され、東京法務局所属公証人を免ぜられた。

元公証人五島幸雄の後任を命ぜられた。

東京法務局所属公証人別府英明は願により公証人を免ぜられた。

石田一宏は公証人に任命され、東京法務局所属公証人別府英明の後任を命ぜられた。

水戸地方法務局所属公証人入子福司は願により公証人を免ぜられた。

有竹茂一は公証人に任命され、水戸地方法務局所属公証人入子福司の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人仲田邦充は願により公証人を免ぜられた。

大津地方法務局所属公証人室田源太郎は願により公証人を免ぜられた。

白鬚博文は公証人に任命され、大津地方法務局所属公証人室田源太郎の後任を命ぜられた。

金沢地方法務局所属公証人南雲良夫は願により公証人を免ぜられた。

澤田正史は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人南雲良夫の後任を命ぜられた。

福岡法務局所属公証人阿南由雄は願により公証人を免ぜられた。

金光健二は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人阿南由雄の後任を命ぜられた。

福島地方法務局所属公証人加藤修司は願により公証人を免ぜられた。

保坂栄治は公証人に任命され、福島地方法務局所属公証人加藤修司の後任を命ぜられた。

高橋識は公証人に任命され、山形地方法務局所属元公証人加藤昭の後任を命ぜられた。

札幌法務局所属公証人石田敏明は願により公証人を免ぜられた。

瀬川卓男は公証人に任命され、札幌法務局所属公証人石田敏明の後任を命ぜられた。(以上五月一日)(法務省)

国家試験

平成28年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、平成28年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

平成28年５月13日　環境大臣　大塚　珠代

1　試験期日　平成28年10月23日（日曜日）

2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　浄化槽概論

⑵　浄化槽行政

⑶　浄化槽の構造及び機能

⑷　浄化槽工事概論

⑸　浄化槽の点検、調整及び修理

⑹　水質管理

⑺　浄化槽の清掃概論

4　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類（受験申請書等）を提出すること。

ア　受験申請書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第６号により作成すること。裏面に受験料の「払込受付証明書」を添付すること。）

イ　写真（申請前６月以内に、脱帽して正面から撮影した本人を確認できる背景無地の上半身像で、縦６センチメートル、横４センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

ウ　受験票送付用の返信用封筒（受験者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、82円切手を貼付すること。）

⑵　受験申請書等の受付期間及び提出場所

ア　受験申請書等は、平成28年７月１日（金曜日）から８月８日（月曜日）までに、公益財団法人日本環境整備教育センター（郵便番号　130―0024　東京都墨田区菊三２―23―３、電話番号　03（3635）4881）に提出すること。

イ　受験申請書等を直接持参する場合の受付期間は、アの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後４時までとする。

ウ　受験申請書等を郵送する場合は、「浄化槽管理士試験受験申請書類在中」と朱書きして、簡易書留とすること。この場合、平成28年８月８日（月曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

エ　受験申請書等を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料　受験手数料は20,200円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付すること。

なお、受験申請書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

6　合格者の発表　試験終了後２月以内に、合格者の受験番号を官報並びに公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに掲載して発表するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には不合格の旨を通知する。

7　その他　受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

公　告

諸　事　項

工場財団

北海道釧路市星が浦北４丁目２番６号**株式会社マルセンクリーニング**の工場財団に北海道釧路市星が浦北４丁目２番６号株式会社マルセンクリーニング釧路工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年５月13日　釧路地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成28年４月28日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年５月13日

前橋地方法務局長　鈴木　宣彦

記

氏名　外山　一郎

所属する土地家屋調査士会　群馬土地家屋調査士会

登録番号　群馬第938号

事務所の所在地　群馬県沼田市横塚町896番地９

違反行為　会則違反等

鬼怒川南部土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

茨城県及び栃木県の区域の一部を地区とし、茨城県筑西市に事務所を有する鬼怒川南部土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成28年５月13日

関東農政局長　石田　　寿

1　退任

役職	氏名	住所
理事	柴山　貞治	栃木県真岡市青田368番地２
〃	吉田　　操	茨城県下妻市横根201番地
〃	髙橋　**芳**男	茨城県下妻市新堀535番地１
〃	吉原　光夫	茨城県常総市本石下5073番地
〃	曽雌　康一	栃木県小山市大字梁1222番地
〃	渡辺　　忠	栃木県小山市大字延島新田586番地
〃	塚原　林**吉**	茨城県結城市大字林37番地
〃	孝井　恒一	茨城県結城市大字結城1477番地
〃	馬場　照雄	茨城県結城郡八千代町大字水口651番地
〃	柿野谷進一	茨城県結城市大字上山川2584番地22
〃	櫻井　**鋏**司	茨城県筑西市柴山37番地
〃	篠﨑　佳男	栃木県真岡市上大沼379番地